

秘書課会議室座席表

テレビ会議モニター

知事

津久井副知事

宇留賀副知事

中村課長

川島先生

健康福祉部長

武智医監

村上先生

歌代副部長

猿木所長

林先生

佐藤室長

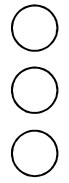
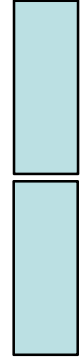
危機管理監

地域創生部長

産業経済部長

出入口

出入口



＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

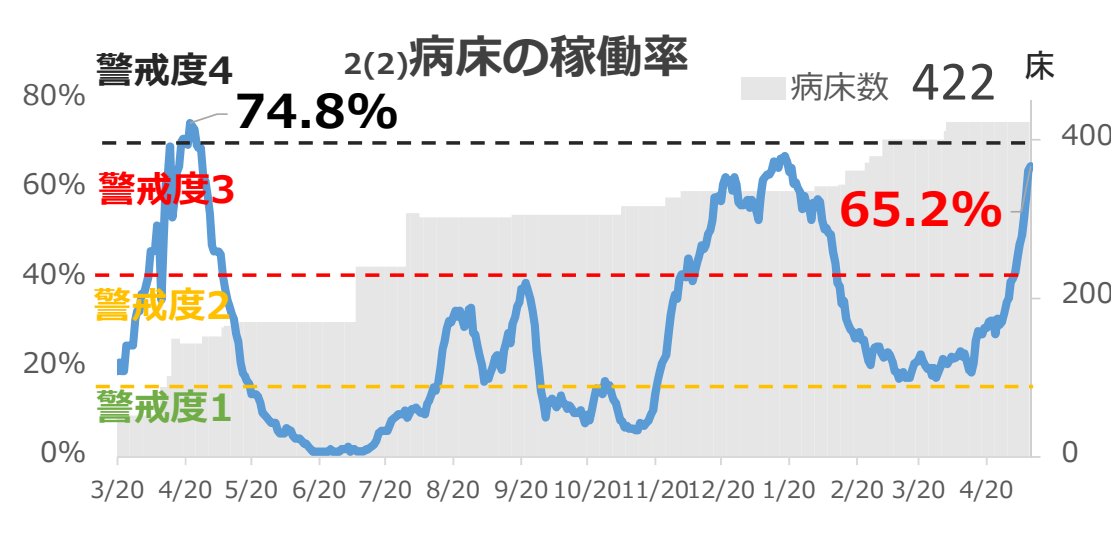
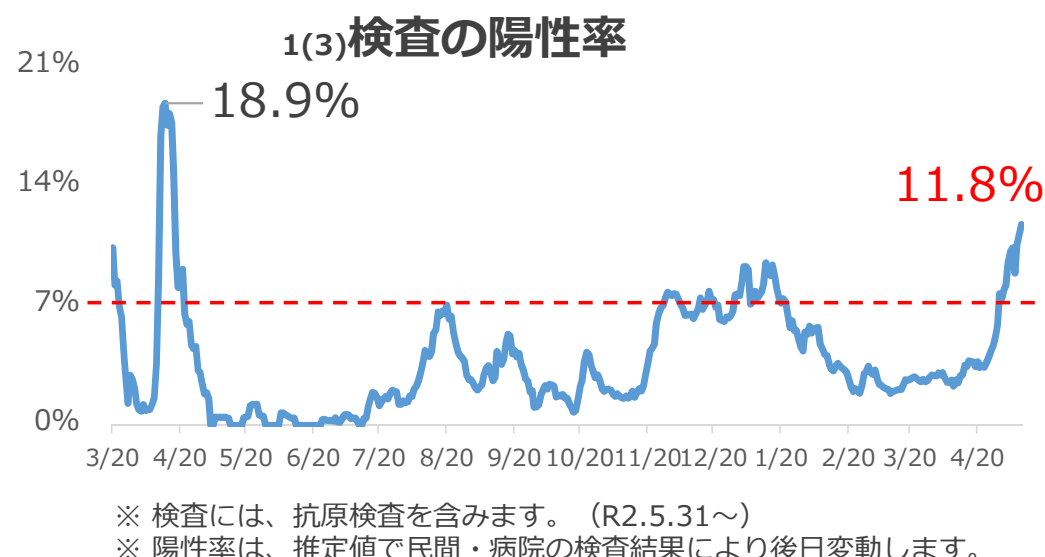
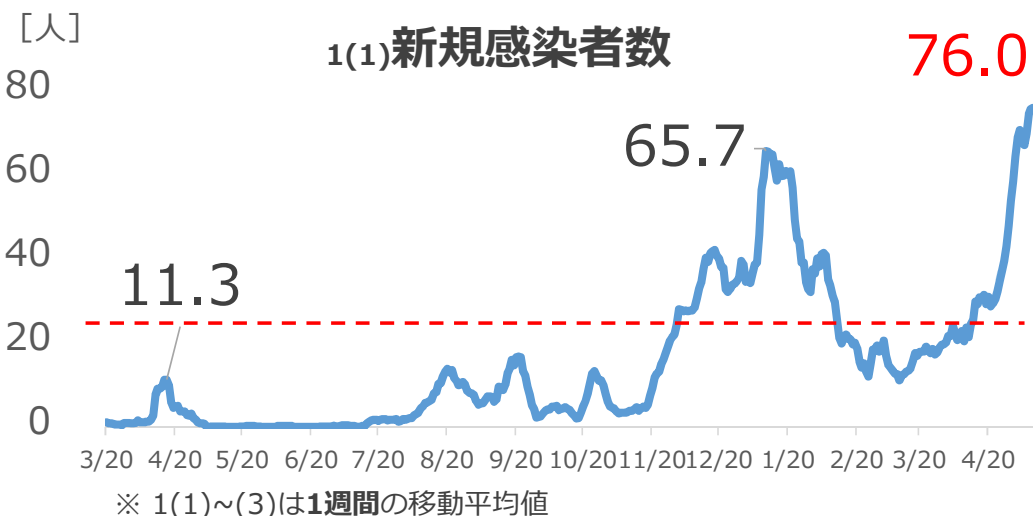
項目		内容※	現在値※ (5/10)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	76.0 人	76.0 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	39.1 %	73.3 %
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	11.8 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	74台中 16 台	16 台
		②うちECMO使用 1 / 3	12台中 3 台	5 台
	(2)病床の稼働率 (422床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	65.2 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※ 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移



警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

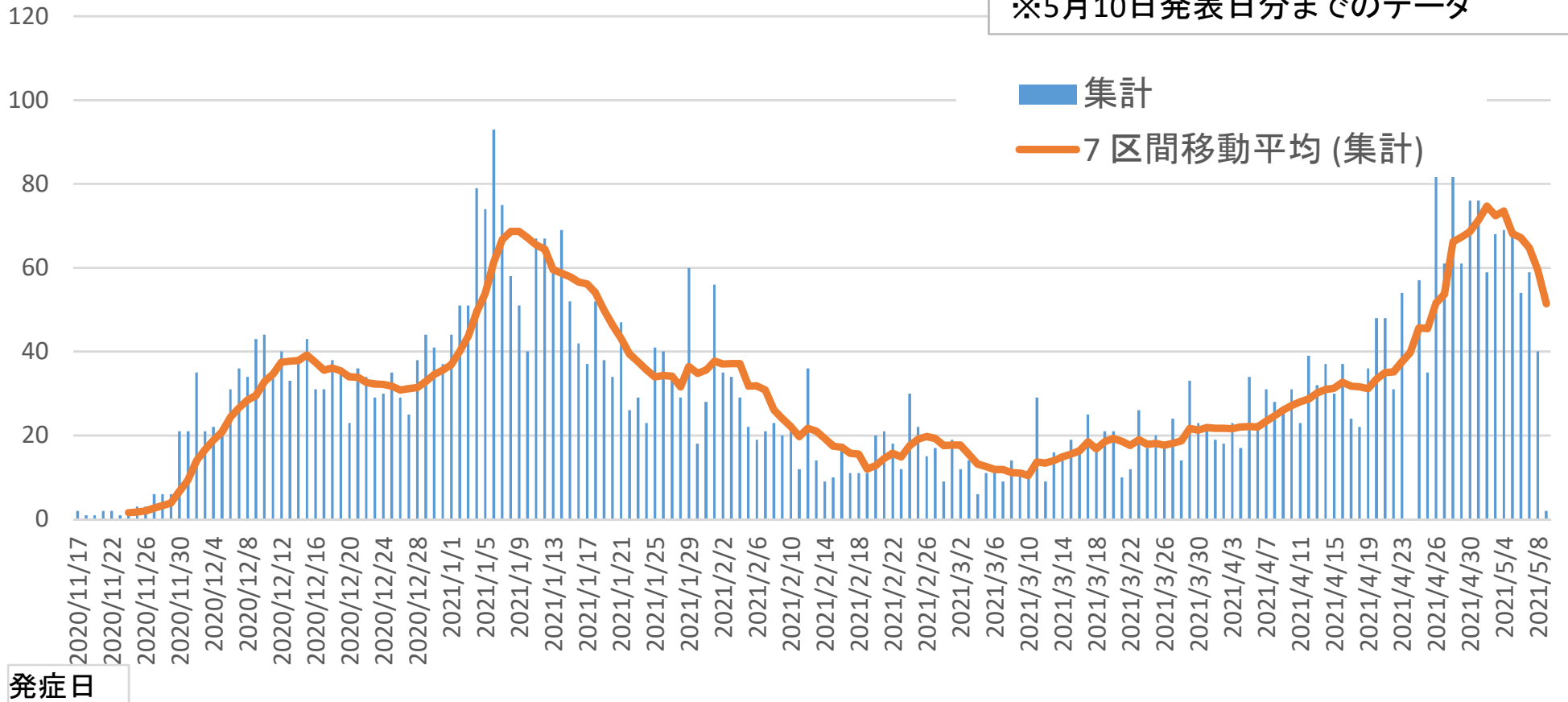
健康福祉部 R3.5.10

項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	介護施設等の状況	○	【介護施設等の発熱モニターの状況】 ・対象 県内 全施設 の入居者・職員（県及び市町村所管）
	近隣都県の感染状況	△	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（5/8時点） 東京都0.98 群馬県1.54
	群馬県の感染状況		群馬県の実効再生産数が1未満程度であること
	入院状況	◎	【 退院者の平均在院期間 】 1月：11.5日 2月：12.8日 3月：12.9日 4月：8.7日 5月：10.2日
	クラスターの発生状況	○	【直近のクラスター発生状況】 2月：6件 3月：4件 4月：17件 5月：7件 3月 イムス太田中央総合病院、桐生市内事業所、太田部品製造工場、館林厚生病院 4月 伊勢崎市内高齢者施設、太田市内部品製造工場、太田市内事業所、前橋市内介護事業所、つじメンタルホスピタル、前橋市内工場、富岡市内ショーパブ、前橋市内事業所、藤岡市内高齢者福祉施設、高崎市内飲食店、伊勢崎市内飲食店、高崎市内事業所、前橋市内事業所、前橋市内飲食店、高崎市内事業所、安中市内事業所、利根沼田保健所管内中学校 5月 高崎市内医療機関、利根沼田保健所管内飲食店、富岡市内障害者福祉施設、伊勢崎市内高齢者福祉施設、県立心臓血管センター、館林警察署、利根沼田保健所管内放課後デイサービス施設
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	◎	【PCR等検査可能医療機関数（5/10現在）】 診療・検査外来 539か所 ※参考 検査外来（旧地域外来・検査センター） 13か所
	院内感染制御	◎	【PPEの備蓄】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）において、備蓄状況をモニター中
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響（4/26現在）】 ・診察や入院等の延期を行っている病院があるものの、 患者への治療上の大きな影響は出ていない。 （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	疑似症患者への医療等	△	【疑似症患者の入院者数（5/10現在）】 4人 疑似症患者の受入れが難しい状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	◎	【 宿泊療養者数/室数 （5/10現在）】 前橋：150室、伊勢崎：246室、高崎：542室 245人/938室運用・1300室確保

個数 / 発症日

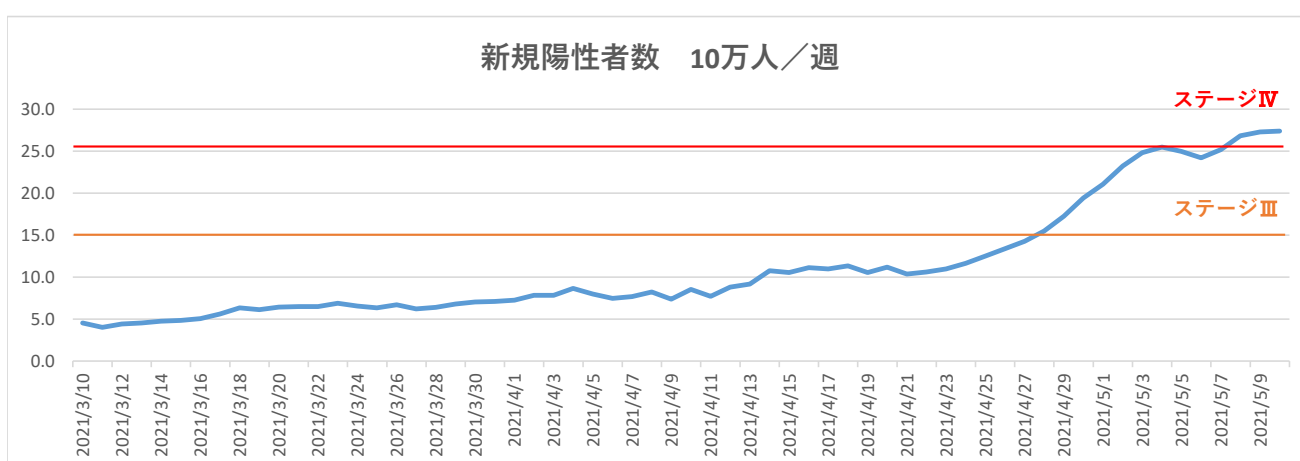
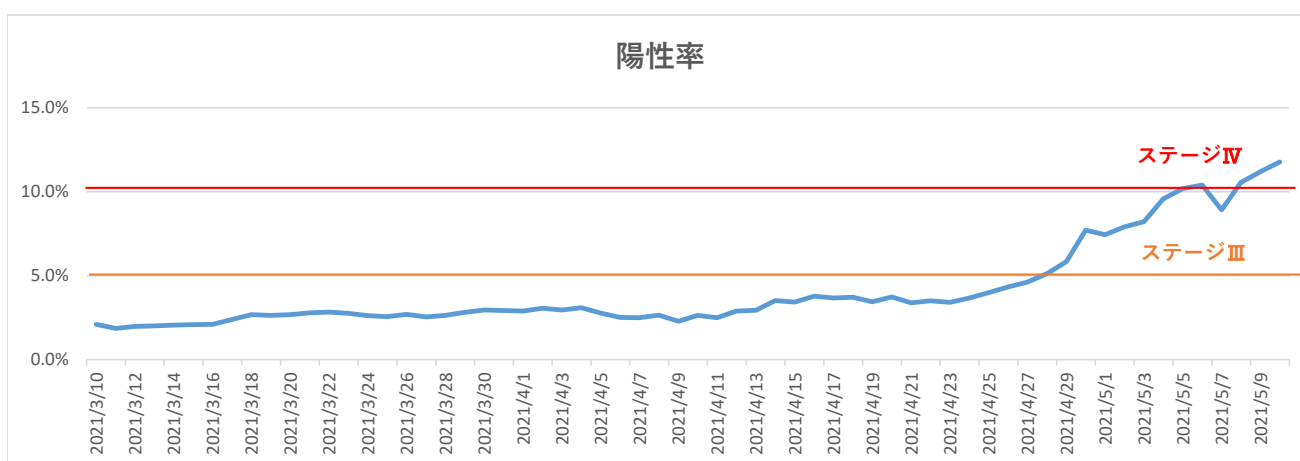
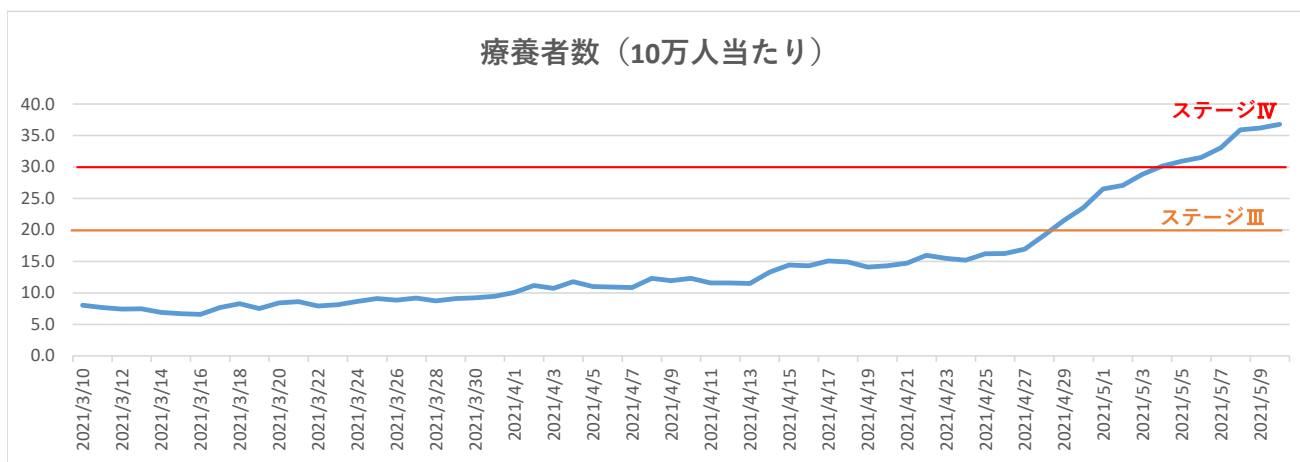
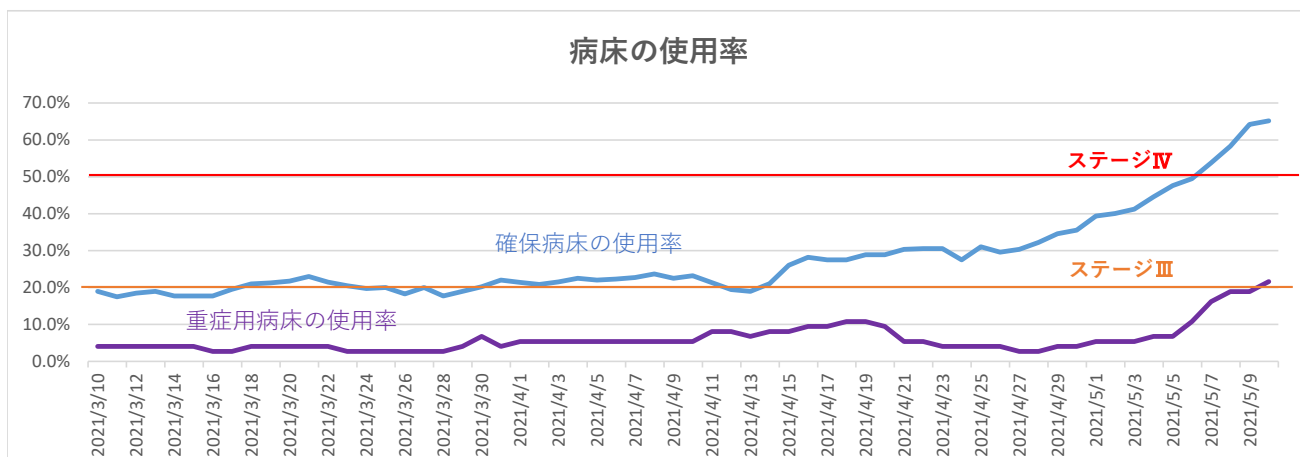
発症日ベースの新規感染者数

※5月10日発表日分までのデータ

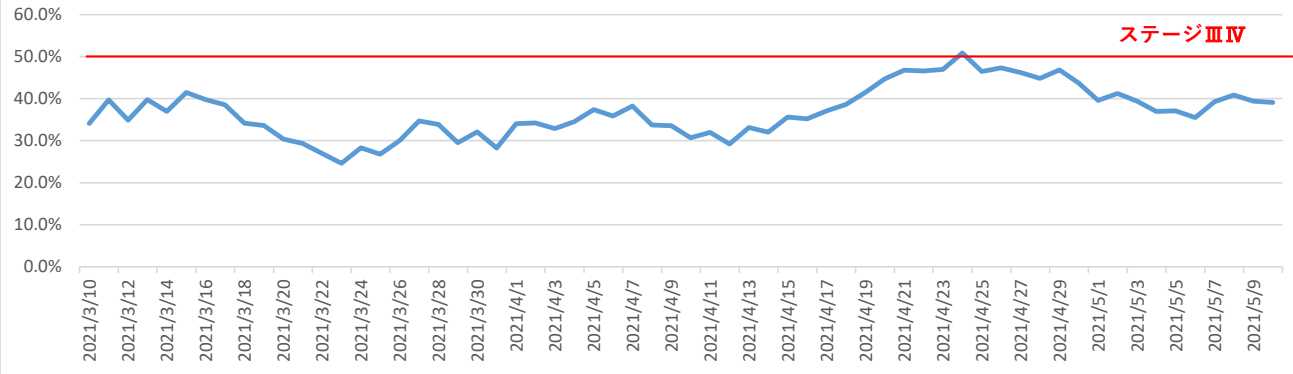


発症日

【参考 分科会提言】 ステージ判断のための指標

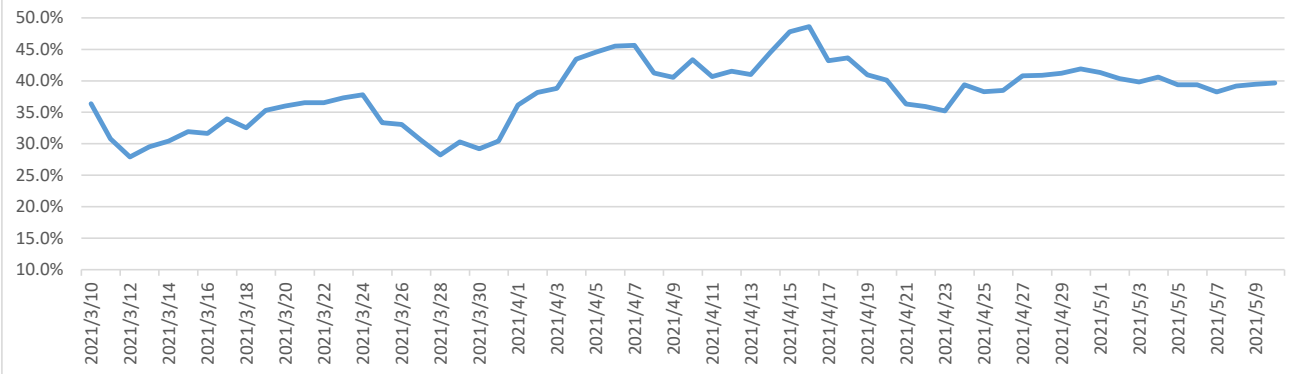


感染経路不明

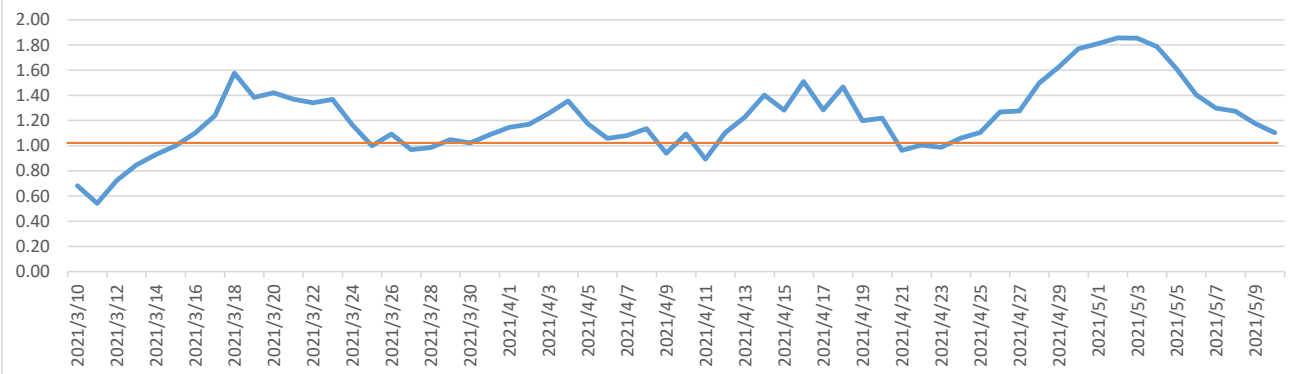


【参考 分科会提言】 早期探知の指標

20代30代割合



今週先週比



新型コロナウイルス変異株検査状況について

2021年5月10日

感染症・がん疾病対策課

1 変異株スクリーニング検査（N501Y）実施状況（週報）

	4/12-4/18	4/19-4/25	4/26-5/2	5/3-5/9	直近4週の 累計	総検査数等 (2/8~5/9)
衛生環境研究所（①）	28	33	41	23	125	259
民間検査機関等（②）	44	59	91	168	362	439
計（③）	72	92	132	191	487	698
全陽性者数（④）	220	243	451	530	1,444	2,591
割合（%）③/④	32.7	37.9	29.3	36.0	33.7	26.9
変異株陽性者数（⑤）	25	36	41	84	186	214
割合（%）⑤/③	34.7	39.1	31.1	44.0	38.2	30.7

- ・医療機関や民間検査機関から陽性検体を確保するよう、各保健所長あて通知済み。
- ・同様に、陽性検体の確保について、県医師会及び病院協会に通知済み。
- ・令和3年度における民間検査機関との委託契約の中で、変異株が疑われる陽性検体を提供してもらっている。

注：「N501Yの変異がある変異株」は、英国、南アフリカ、ブラジル及びフィリピンで確認された変異株がこの変異を有している。

2 変異株スクリーニング検査（N501Y）による陽性件数

214人 国立感染症研究所の確定検査により、3人が英国株と判明

残りの検体は、ゲノム解析を行うため国立感染症研究所あて検体を送付予定

⎧	内訳	衛生環境研究所検査	69
		国立感染症研究所検査	1
		民間検査機関検査等	144

3 ゲノム解析検査実施状況（月報）

	2月	3月	4月	累計
検査件数	34	34	48	116
国に報告すべき変異	0	0	0	0

※ 変異の状況を研究するため、研究検査として全ゲノム配列の解析を行っている。

まん延防止等重点措置について

0511 危機管理課

1. まん延防止等重点措置の公示等（法第31条の4）

新型インフルエンザ等が「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす状態」、あるいは「そのおそれ」があるとして緊急事態宣言を発出せざるを得ない状況に陥るのを防ぐため、緊急事態宣言の前段階、又は緊急事態宣言の解除後であるものの未だ上記おそれが継続している段階において、「まん延防止等重点措置」として、政府対策本部長が期間及び区域等を定めて公示

2. まん延防止等重点措置の要件（施行令第5条の3第2項）

「政令で定める要件」については、分科会の提言において示された「指標」を踏まえ、感染の拡大に関する状況と感染の拡大が医療に与える影響により判断することとする。下記のア、イのいずれも満たす場合と規定。

ア) 特定の区域が属する都道府県における新規感染者の数、感染経路不明者の数、当該特定の区域における新型インフルエンザ等の感染の拡大の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、当該都道府県において感染が拡大するおそれがあると認められる場合

イ) その感染の拡大に関する状況を踏まえ、当該都道府県の区域において医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

3. 都道府県対策本部長による要請（法第31条の4第6項）

都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県について、まん延防止等重点措置の公示をすべきことや、その期間の延長、また当該公示を終了すべきことを要請できる。

4. 第8回感染症危機管理チーム会議でのご意見をいただきたい事項

○要請するに当たっての対象区域（市町村）と要請内容、期間について
要請内容等（案）については、別紙をご参照ください。

まん延防止等重点措置（案）：月日～月日

R3.5.11 危機管理課

措置区域：〇〇市、〇〇町、〇〇村

その他の区域

県の対応

【法第31条の6第2項】

①営業時間の変更を要請した時間以降の出入りの自粛要請

【法第24条第9項】

①'営業時間の変更を要請した時間以降の出入りの自粛要請

【法第24条第9項】

②日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を徹底

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛

③不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控える

【協力依頼】

- ・交通事業者に対して、終電の繰上げ、主要ターミナルにおける検温の実施等
- ・事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯

【法第31条の6第1項】

④飲食店（宅配・テイクアウトを除く）に営業時間の短縮（20時まで）の要請

⑤酒類の提供（酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請

⑥飲食店舗においてカラオケ設備を提供する場合は、利用自粛を要請

⑦'令第5条の5に規定（発熱者の入場禁止、マスクの着用等）される各措置について事業者に対して要請

【法第24条第9項】

⑧飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設（特に大規模店舗）に対して、営業時間の短縮の要請・入場整理の働きかけ

【見回り】

- ・営業時間の短縮やガイドライン遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として**全ての飲食店等**に対して実地に働きかけを行う。

【法第24条第9項】

④'飲食店（宅配・テイクアウトを除く）に営業時間の短縮の要請

⑤'酒類の提供（酒類の店内持込みを含む。）を行わないよう要請

⑥'飲食店舗においてカラオケ設備を提供する場合は、利用自粛を要請

⑦'令第5条の5に規定（発熱者の入場禁止、マスクの着用等）される各措置について事業者に対して要請

【見回り】

- ・営業時間の短縮やガイドライン遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、飲食店等に対して実地に働きかけを行う。

【法第24条第9項】

⑨事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請

⑩路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等

【働きかけ】

- ・出勤者の7割減、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務を更に徹底

【法第24条第9項】

⑪イベントは、人数の上限を収容人数の半分が5,000人の少ない方とする。

⑫イベント開催時間の短縮

【法第24条第9項】

⑪'イベントは、人数の上限を収容人数の半分が5,000人の少ない方とする。

⑫'イベント開催時間の短縮

- ◆県民への広報強化（知事戦略、地域創生、生活こども、市町村）
- ・ホームページやSNS等の媒体により外出自粛や時短要請遵守等を周知

- ◆公共交通機関あて協力要請（県土整備）
- ・鉄道事業者等に対して、終電の繰り上げ、ターミナル駅の検温実施等の協力を依頼

- ◆時短要請・協力金コールセンター（産業経済）
- ・時短要請に応じた店舗を対象に協力金を給付

- ◆見回り（日中・夜間）（総務、産業経済、市町村等）
- ・実施計画の作成及び実績報告
- ・（日中）時短要請の周知、ガイドライン遵守状況（感染症対策：パーティーション等）の確認
- ・（夜間）時短営業が守られているかの確認 →従わない店舗には個別に是正依頼

- ◆テレワーク等の徹底（戦略企画、総務、生活こども、地域創生、健康福祉、産業経済、市町村）
- ・事業者への広報強化

- ◆催物等の開催制限（継続・強化）（総務、施設を所管する各部局、指定管理者）
- ・所管施設、県有施設におけるイベント対応
- ・県有施設の閉館時間の短縮検討

赤字：現在の要請内容に追加となるもの

※ 上記内容について、対策本部会議で決定

※ 市町村との調整が必要